











具器命救																																			
機	発	命	付	装	推	機	艇	救	ル	オ	示	灯	航	隔	電	灯	灯	ラ	入	そ	着	ラ	形	円	着	ス	ガ	球	無	ス	ガ	め	な	無	
付	動	艇	救	置	進	械	救	命	式	一	盤	標	海	板	球	筒	心	ス	ガ	う	色	ス	ガ	筒	色	ス	ガ	形	無	ス	ガ	形	つ	色	
同	右				同	右			同	右		同	右		同	右					同	右		同	右			同	右					同	右
同	右				同	右	規	設	救	船				同	右	同	右				同	右		同	右			同	右					同	右
つ	一				つ	一			つ	一		つ	一		つ	一					つ	一		つ	一			つ	一					つ	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

等置装号信																							
号	付	さ	落	灯	火	点	己	自	射	索	救	胸	救	浮	救	浮	救	だ	救	端	非	艇	救
信	下	式	池	電	式	炎	發	發	器	發	命	衣	命	環	命	器	命	か	命	艇	常	命	
同	右			同	右		同	右			同	右	同	右		同	右		同	右		同	右
同	右			同	右		同	右			同	右	同	右		同	右		同	右		同	右
つ	一			つ	一		つ	一			つ	一	つ	一		つ	一		つ	一		つ	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
及号二記別り通の号四記別													り通の号四記別										

信	屋	旗	信	国	プ	ポ	手	箱	空	水	材	浮	鏡	信	日	灯	電	水	号	浮	発	紅	信	ん	火
号	間	号	号	際	ン	動	動	動	密	密	料	力	号	光	電	密	信	煙	炎	号	号	火	せ		
同	右	同	右	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	右			同	右		同	右		同	右		同	右		同	右		同	右		同	右	同	右
規	試	船	件	す	に	寸	旗	信	国																
程	験	灯	る	関	法	の	号	際																	
つ	一						つ	一																	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
り通の号四記別													り通の号四記別												

具	医	カ	ア	シ	装	離	装	推	機	機	発	チ			ウ			ツ			ダ			物			形			掲			昼			号			霧			
療	急	ン	ン	ン	置	置	置	進	械	動	動	力	動	手	手	手	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト		
同	右	同	右	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	右			同	右				同	右																																
つ	一			つ	一				つ	一																																
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
り通の号四記別													り通の号四記別																													



品分 部 布 覆 口 う そ	覆 布	そ う 口	そ う 口	い かり
布 防 水	そ う 口	同 右	同 右	同 右
地 同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
同 右	程 験 布 口	同 右	同 右	程 験 り い
同 右	規 試 覆	同 右	同 右	規 試 か
一 枚 に	一 枚 に	一 枚 に	一 枚 に	に の 満 ラ キ
〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 一
り 通 の 号 四 一 び 及 号 七 号 四 記 別	り 通 の 号 二 記 別	り 通 の 号 四 記 別	り 通 の 号 三 一 び 及 号 九 記 別	

マ 毒 防 ア ニ モ ン ア	ク 毒 ニ ア	品 分 部 窓 ん げ	げ ん 窓	剤 防 水
か 吸 収	マ ア ン	ス ガ	同 右	同 右
ん 同 右	ス 防 モ	同 右	同 右	同 右
同 右	同 右	同 右	規 構 鋼	同 右
同 右	同 右	同 右	程 造 船	同 右
一 個 に	一 個 に	一 枚 に	一 個 に	一 個 に
〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 四
り 通 の 号 四 記 別	り 通 の 号 四 び 及 号 二 記 別	り 通 の 号 四 記 別	り 通 の 号 三 一 び 及 号 四 号 二 記 別	り 通 の 号 四 記 別

械 測 程 機	械 測 深 機	測 鉛	品 分 部 儀 針 ら 気 磁				儀 針 ら 気 磁			品 分 部 ク ス		
同 右	同 右	同 右	儀 偏 針	計 指 力	水 平	儀 傾 針	台 付 架	装 正	ら 盆	も な 装 修	も ある 装 修	
同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
一 組 に	一 台 に	一 個 に	一 個 に	一 個 に	一 個 に	一 個 に	一 台 に	一 個 に	一 個 に	一 組 に	一 組 に	一 組 に
〇 〇 五	〇 〇 〇	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 二	〇 〇 七	〇 〇 三	〇 〇 三	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇
五 一 記 別		り 通 の 号 四 記 別								り 通 の 号 二 記 別		

塗 料	塗 料	球 船 用 電	耐 爆 灯	探 照 灯	度 計	回 転 速	示 器	複 式	フ ラ グ レ テ	気 圧 計	六 分 儀
同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
一 種 に	一 種 に	一 個 に	一 個 に	一 個 に	一 組 に	一 組 に	一 組 に	一 組 に	一 組 に	一 個 に	一 個 に
三	〇 〇 五	〇 〇 三	〇 〇 五	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 五	〇 〇 八	〇 〇 五	〇 〇 五	〇 〇 七
		り 通 の 号 四 記 別					り 通 の 号 五 一 記 別				り 通 の 号

備考 一 ひよう量二種以上を有する試験器については、最大ひよう量に対する手数料に、最大ひよう量以外の各ひよう量に対する手数料の三割を加算する。

二 次の表上欄に掲げる物品について検査又は試験を行う場合において、同表下欄に掲げる部分品又は附属品が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経ないものであるときは、そのものに対する規定の手数料を加算する。

耐火同右	一種につき	〇〇
塗料	七	〇〇
硬試験機	硬試験機用ダイヤモンド圧子	
船灯	無色透鏡、無色円筒形ガラス、無色なつめ形ガラス、無色球形ガラス、着色円筒形ガラス、着色そう入ガラス	
信号装置	水密格納箱	
国際信号旗	各色ごとの布地	
落下さん付信	落下さん付信号けん銃	
救命索発射器	救命索、ロケット又は弾丸	
火災探知装置	電気サーモスタツト、空気管、検出器、警報装置、探知装置、手動火災警報装置	
消火器	消火剤、充てん用具	
自蔵式呼吸具	清浄かん、酸素発生かん	
そう口覆布	防水布地	
げん窓	ガラス	
アンモニヤ防	吸収かん	
毒マスク		
磁気ら針儀	予備の羅盆、傾針儀、水平指力計、偏針儀	

三 引張又は圧縮のいずれかについて検査試験を行う場合には本表に掲げる額とし、引張及び圧縮を合せて検査試験を行う場合には本表に掲げる額にその五割を加算する。

四 当該試験品が試験のため損傷又は消耗を伴うものであって、別に試験品を提出せしめたものについては、手数料算定の個数より除外する。

五 再試験手数料は、本表に掲げる額の二割とする。

六 一条の長さ二〇〇メートルをこえる場合には、こえる長さ二〇〇メートル又はその未満ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。

七 一枚の長さ五〇メートルをこえる場合には、こえる長さ五〇メートル又はその未満ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。

八 同一種類のもの二五個以内を連結したものは、これを一個とみなす。

九 所定の試験荷重をこえる荷重を加えてけん引試験を行う場合には、本表に掲げる額に、こえる荷重一トン又はその未満ごとに一〇円を加算する。

一〇 フック又はシャツクルが附属したものであるに於いて連結したままけん引試験を同時に行う場合には、フック又はシャツクルについては手数料をとらない。

一一 再試験手数料は、本表に掲げる額の半額とする。

一二 古品については、本表に掲げる額にその五割を加算する。

一三 金属材料試験材の試験をあわせて行う場合には、その試験に対する規定の手数料を加算する。

一四 布地が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経たものであるときは、一枚につき一〇〇円とする。

一五 二個以上の受信器を有するものについては、増設した受信器一個につき、本表に掲げる額にその二割を加算する。ただし、複式テレグラフが単式受信器を有するものであるときは、受信器二個をもつて一個とみなす。